

常なる磐

つねなる いわ seasonⅢ

令和 5年 2月 10日(金)
その1 通算 303号

◇ 令和5年度の児童の登校方法について (一部変更)

各地区の保護者間で検討を重ねてきた「東部5町の児童の登校方法」について、**新居・小丸・大柳3町の大幅変更**という形で基本方針が確定。詳細は以下のとおり。

<令和4年度の児童の登校方法>

①安戸(6名 2) : 完全徒歩通学

②新居(2名 1)

一部徒歩通学

※晴天時:集合場所(みかえり橋)まで保護者が自家用車で送る
雨天時:集合場所(じゃり広場)まで保護者が自家用車で送る

③小丸(6名 2)

④大柳(8名 2) :

一部徒歩通学 ※雨天時:じゃり広場まで保護者が自家用車で送る

⑤蔵次 ※在籍児童なし

■付き数字は、6年生児童の内数

◆米河内(27名 3) : 完全徒歩通学

<令和5年度以降の児童の登校方法>

①安戸(6名 0) : 完全徒歩通学(現行どおり・変更なし)

②新居(2名 0) : **各家庭で学校まで登校支援**

③小丸(5名 1) : **各家庭で学校まで登校支援**

7:15⇔8:10 校門通過

④大柳(8名 1) : **各家庭で学校まで登校支援** ※名鉄路線バス利用可

⑤蔵次 ※在籍児童なし

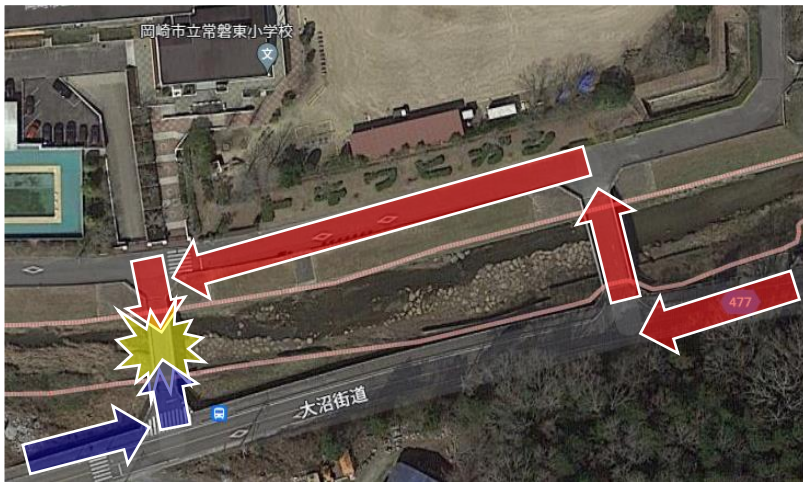
■付き数字は、6年生児童の内数

◆米河内(26名 6) : 完全徒歩通学(現行どおり・変更なし)

半数の地区で登校方法が変更になるが、これに伴った通学路が消滅することはない。毎年、市や県、警察に提出している「通学路要望」も併せて継続し、児童が中学生になった場合の通学に関わる安全確保に努める。通学団も組織を継続。

完成間近となった「TOYOTA 下山テストコース」造成に伴う「通勤車両・通行車両の激増」による交通事故危険度の上昇と、今後の「みかえり橋」付近の道路拡張・整備工事等に関わる危険箇所増加見込に対する【児童の登校時の安全確保】が本変更へのきっかけとなったが、登校方法の変更に向けた趣旨をご理解いただくとともに、大幅変更への舵切りにご協力いただいた保護者の皆様に感謝したい。

登校方法の変更に伴って発生する「想定される新課題」については、今後、早急に考えなければならない。例えば、校門付近で児童を降ろした自家用車と徒歩通学の児童が米山橋で重なる危険（※下写真[★]）からの回避などがある。



<対策① 時間差の利用>

米河内地区の4つの通学団が「米山橋」を通過する時刻は安定しており、7:45-7:55の10分間。よって、前後5分を猶予とし、7:40-8:00の20分間は車両通行を避けるという方法。

児童が校門を通過する時間の目安を7:15-8:05としている

るので、鼎橋→米山橋間を車両が通行できる時間は7:15-7:40と8:00-8:05、この間に児童を送ってもらうようにする。さらに、学校職員や見守り隊の方も橋付近にいたので、7:40以降は安全確保の体勢をより高めることができる。



<対策② 許可を得た私有地利用>

西に向かう名鉄路線バスが学校前のバス停に停車する場合は、少し東に行ったところにある砂利場に停車する。私有地と思われるため利用には許可が必要となるが、写真の黄色部分の砂利場を許可を得て利用する方法。

ただし、この部分を全ての送り車両が使用すると、この場所で混雑が起き、別の問題も生じてくる。さらに、児童が横断歩道を通行する危険も加わる。

よって、現時点で考えられる最善策が①と②の併用である。7:40までは①の方法を使い、7:40以降は②というもの。これなら利用車両の台数も限られ、なおかつ児童が横断歩道を渡る場合も、学校職員と見守り隊の方が通行支援に付くこともできる。現時点で考えられるのは以上だが、いい案があればご教示願いたい。